

議案第百八号

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の退職手当に関する条例（昭和三十二年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「三百六十」を「四百二」に改め、同項第二号中「三百」を「三百三十五」に改め、同項第三号中「二百四十」を「二百六十八」に改め、同項第四号中「百八十五」を「二百七」に改め、同項第五号中「百六十五」を「百八十五」に改め、同項第六号中「百五十」を「百六十八」に改め、同項第七号中「百三十」を「百四十六」に改める。

付則第七条第四項第三号中「六十」を「六十八」に改め、同条第五項第三号を次のように改める。

三 平成二十七年四月一日以後の期間 二十二

付 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(説明)

職員の退職手当の調整額の算出に係るポイントを引き上げるため、本案を提出いたします。